

【重要】

「学生支援緊急給付金給付事業」について、各専門学校から日本学生支援機構への対象となる生徒の再追加推薦に係る配分額をご案内させていただきます。

事務連絡
令和2年12月11日

各公私立専修学校担当課 御中

文部科学省総合教育政策局
専修学校教育振興室

学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）
に係る再追加配分額等について（依頼）

平素は文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たに創設された学生支援緊急給付金給付事業（令和2年5月19日閣議決定）については、各専修学校専門課程（以下、「専門学校」という。）から累次推薦いただき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）において順次送金の手続きを進めているところです。

このたび、令和2年10月30日付事務連絡の状況調査の結果を踏まえ、再追加推薦を受け付けることとしましたので、以下のとおりお知らせします。各専門学校におかれては、推薦の事務を進めるにあたり、十分御留意願います。

(1) 再追加配分額について

別途各学校宛てにメールにて御連絡差し上げます。令和2年12月14日（月）中に再追加配分額の通知メールを受信していない場合は、下記連絡先に令和2年12月16日（水）までに御連絡ください。

(2) 追加推薦方法について

別紙「『学生支援緊急給付金』受給対象者の推薦方法について」のとおり推薦手続きをお願いします。

(参考) 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

(本件問合せ先)

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

e-mail: kyuhugata-senkaku@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。

※ メールの件名に【学校名】記載ください。

『学生支援緊急給付金』受給対象者の推薦について

各専門学校においては、事務処理要領等を確認の上、11月25日を回答締切としていた調査フォームにご回答いただきました生徒を令和3年1月15日(金)(厳守)までに、機構へ推薦ください。

※上記期限を超えた推薦は認められません。

※様式B「推薦リスト」を郵送する場合は、令和3年1月15日(金)必着にてお願いします。

○機構への推薦リスト提出の方法について

推薦リストの提出方法については、1次推薦、2次推薦と同様です。下記URLをご参照ください。

機構の学校担当者用ホームページ

https://www.jasso.go.jp/shogaku_tantosh/login.html

- ・ 当該ホームページの閲覧には、以下のID及びパスワードが必要です。
ID：省略 パスワード：省略
- ・ 学校担当者向けのページのため、学生等にアドレス、ID等を公開しないでください。

※ 機構の貸与・給付奨学金を取り扱っていない大学等においては、添付の様式B「推薦リスト」を送付してください。(送付先等は様式をご確認ください。)

なお、機構からの給付に先立ち、専門学校が立て替えて支払った場合は、様式A「銀行振込依頼書」も併せて送付してください。

※ 非課税世帯であることが判明したため、既に10万円の給付を受けた学生等に追加で10万円を給付する場合、給付額10万円として改めて推薦データを作成して推薦いただくとともに、添付の様式D「追加支給対象者報告書」を作成し、様式に記載の住所に郵送してください。

※ 1次推薦、2次推薦で多く見受けられた不備等についても、上記ホームページに掲載していますのでご確認ください、給付金の速やかな振込みにご協力ください。

○対象者について

令和2年10月30日付事務連絡にてご案内のとおり今回の追加推薦の対象者は以下の通りです。新規に対象者の募集を行うものではありません。

- ・ 推薦時に対象外とした生徒の中で、その後の家計急変等によって要件を満たすことになったと判断される生徒が在籍している。
- ・ これまでの推薦において10万円の支給が完了した生徒の中で、その後、20万円支給の対象者(非課税世帯)であることが判明した生徒が在籍している。
- ・ 学校の事務手続きの誤りによって、追加推薦のための状況調査に回答できおらず、保留者として推薦が完了していない生徒がいる。